

『七尾市国民保護計画』

1 はじめに

七尾市では、武力攻撃事態等において、住民の避難や救援などの的確・迅速な対応を図ることにより、住民の生命、身体又は財産を保護することを目的として関係機関等からのご意見をいただきながら「七尾市国民保護計画」を作成しました。（根拠法：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）

本計画は、本年2月14日をもって、石川県知事への協議を終えましたので、これまでの経過等並びに計画の全文を皆様にお知らせします。

2 計画の対象とする事態

国民保護計画が対象とする事態は大きく分けて武力攻撃事態と緊急対処事態があります。

武力攻撃事態とは

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態（武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる場合を含む）

以下の4つの類型が想定されています

ゲリラ・特殊部隊

弾道ミサイル

航空攻撃

着上陸攻撃

緊急対処事態とは

いわゆる大規模テロなど武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態（このような行為が発生する明白な危険が切迫していると認められる場合を含む）

<事態例>

- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 原子力発電所などの破壊、石油コンビナートなどの爆破
- 生物剤や化学剤の大量散布
- 航空機などによる自爆テロなど

3 経 過

■国

平成 16 年 9 月 17 日

国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）施行

■石川県

平成 18 年 1 月 20 日

石川県国民保護計画策定

■七尾市

○平成 18 年 4 月 1 日

「七尾市国民保護対策本部及び七尾市緊急対処事態対策本部条例」及び「七尾市国民保護協議会条例」の施行

○平成 18 年 7 月 7 日

第 1 回七尾市国民保護協議会の開催

（審議事項）

- ・「七尾市国民保護計画の骨子（案）」について
- ・作成スケジュールについて

○平成 18 年 12 月 7 日から 12 月 26 日まで

七尾市国民保護計画（案）に関する市民意見募集

○平成 19 年 1 月 19 日

第 2 回七尾市国民保護協議会の開催

（審議事項）

- ・「七尾市国民保護計画（案）」の審議

○平成 19 年 1 月 29 日

県知事協議（国民保護法第 35 条第 5 項）

○平成 19 年 2 月 14 日

県知事への協議終了（国民保護法第 35 条第 1 項）

七尾市国民保護計画策定

○平成 19 年 3 月 5 日

市議会への報告（国民保護法第 35 条第 6 項）

4 七尾市国民保護計画のポイント

1 計画作成にあたっての基本的考え方

- （1）国民保護法、国の定めた基本指針及び石川県国民保護計画に基づき、消防庁作成の「市町村国民保護モデル計画」を基本に、本市の計画を作成した。
- （2）計画作成にあたって、能登島や七尾国家石油ガス備蓄基地の存在等の地域特性を特に配慮した。

2 平素からの備え

武力攻撃事態等が発生した場合において事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、常備消防機関との連携を図りつつ職員等の当直の強化を行うなど24時間即応可能な体制の整備を行うこととした。

3 初動体制等の確保

武力攻撃の事案を把握した場合において、的確かつ迅速な対処措置や県等への連絡を行えるよう、「市国民保護対策本部」設置前の段階においても、「緊急事態連絡室」体制を整備するなど、事態の状況に応じた職員の参集体制について定めた。

4 警報の迅速な伝達

県から受けた警報を速やかに住民等に伝達するため、消防機関や自主防災組織等の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、ホームページなどを活用し伝達することとした。

5 本市の地域特性への配慮

(1) 能登島への連絡橋が遮断された場合

・能登島への連絡橋が遮断された場合、状況により、県、海上保安部、自衛隊、県警察と連携し、漁業協同組合等の協力を得て、船舶等により住民の避難誘導を実施。

(2) 七尾国家石油ガス備蓄基地の存在

(3) 積雪時の住民避難誘導

5 七尾市国民保護計画（全文）

詳細ファイル

七尾市国民保護計画についてのご意見やお問い合わせ先

TEL : 0767-53-8468

FAX : 0767-53-8411

Eメール : anzen@city.nanao.lg.jp